

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可しました。

令和七年十二月十九日

奈良県知事 山下 真

一 農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
市民生活協同組合な らコープ	奈良市	五條市東阿田町一三七番、三〇 三番、三二〇番、三二六番一、 三三一番一、三三三番、三三五 番、三三六番、三三七番、三四 四番一、三四五番一、三四八番 一、三六五番、五六四番一、五 六五番一、五六八番一及び五七 二番

二 認可年月日

令和七年十二月十日